

食料・農業・農村基本計画について

(令和6年度 食料・農業・農村政策審議会企画部会資料抜粋 (米・麦・大豆関係))

令和7年1月
農林水産省

基本計画の策定に向けた検討の視点 我が国の食料供給（農地、人、技術）

令和6年11月
農林水産省

1 問題意識

1 問題意識

(1) 農業者の急速な減少が最大の課題

食料安全保障の確保には、以下の3点が必要

- ✓ 農業生産の基盤である**農地の確保**（農地）
- ✓ 農地を利用できる**経営体の確保**（人）
- ✓ 農地面積や労働時間当たりの**収量（生産性）の向上**（技術）

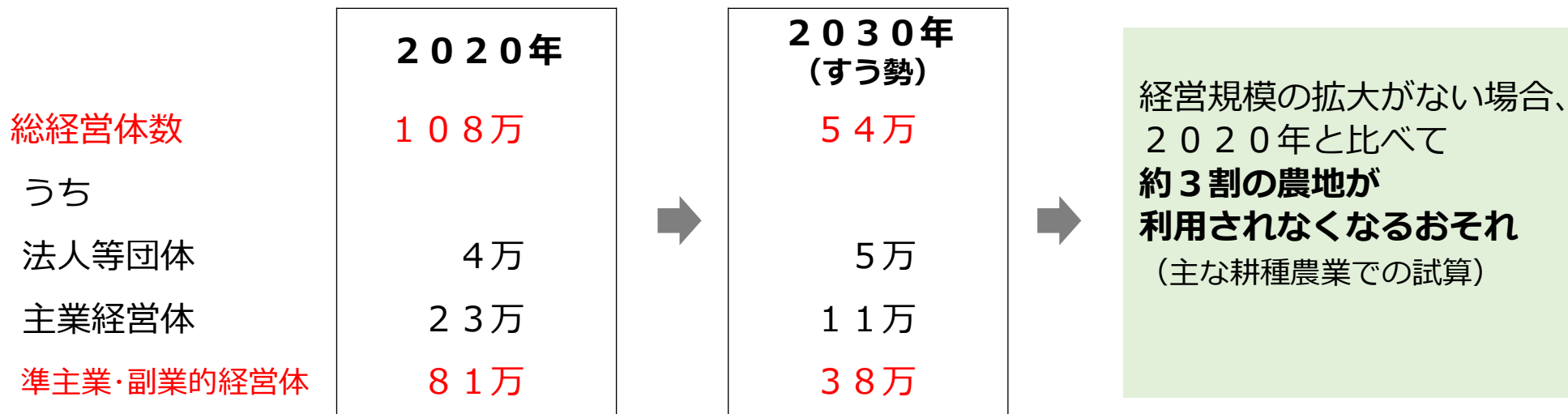


農業者の急速な減少が最大の課題

1 問題意識

(2) 農業経営体の減少 (2030年のすう勢)

- すう勢ベースでは、農業経営体は全体として大きく減少し、2020年：108万 → 2030年：54万経営体に半減する見込み。
- 経営体の種別では、準主業+副業 > 主業（個人）の順に減少。法人等団体は増加。



(参考) 経営体数の見通しの推計方法

法人等団体経営体

農林業センサス2005年～2020年値の増加率により推計

主業経営体、準主業・副業的経営体

主業経営体の近年の減少率 (2021年～2023年で年率▲7.4%) や基幹的農業従事者の動態などを踏まえ推計

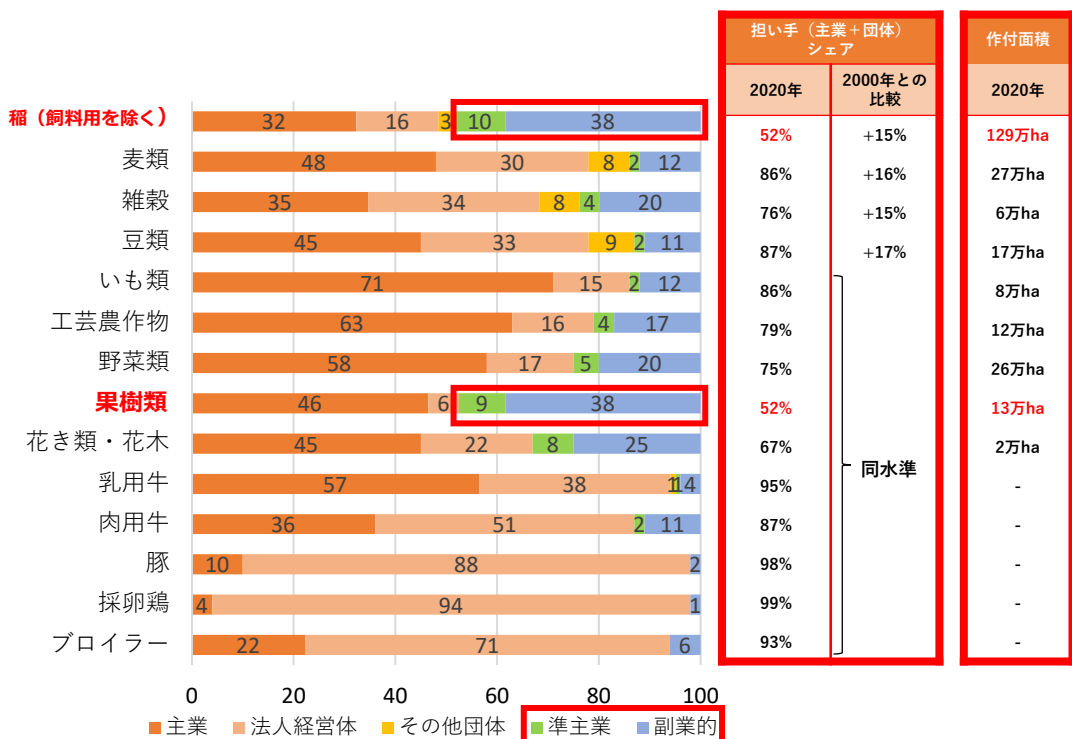
主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

1 問題意識

(3) 農業経営体の減少の影響は品目によって異なる

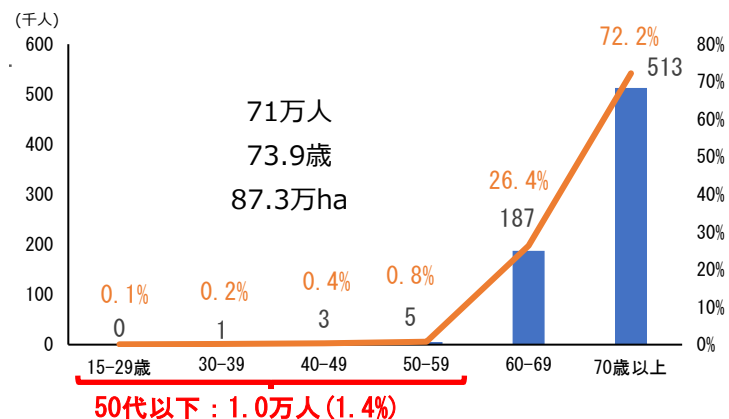
- 現在の主業・副業等別の作付面積のシェアは、コメ・果樹において準主業・副業的経営体の割合が高い。
- その準主業・副業的経営体の年齢構成をみると60歳以上が大宗を占めており、全ての品目で農業経営体が減少する中、特にコメ・果樹で今後大きな影響が見込まれる。

○ 主業・副業等別の農業生産のシェア (2020年) (作付面積、飼養頭数ベース)

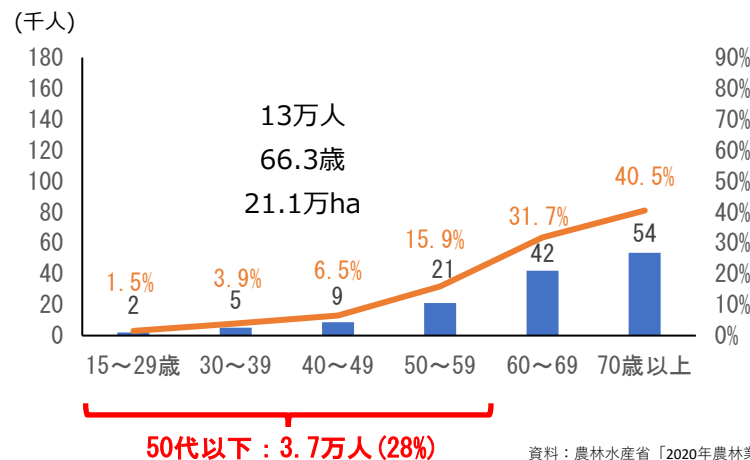


資料：農林水産省「農林業センサス」
 注：主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業+団体シェア」と一致しない場合がある。
 2000年の主副業別シェアは販売農家の数値であり、一戸一法人を含む。

○ 副業的経営体 (60日以上働く65才未満の世帯員がいない) における 基幹的農業従事者の年齢構成



○ 準主業経営体 (農外所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる) における 基幹的農業従事者の年齢構成

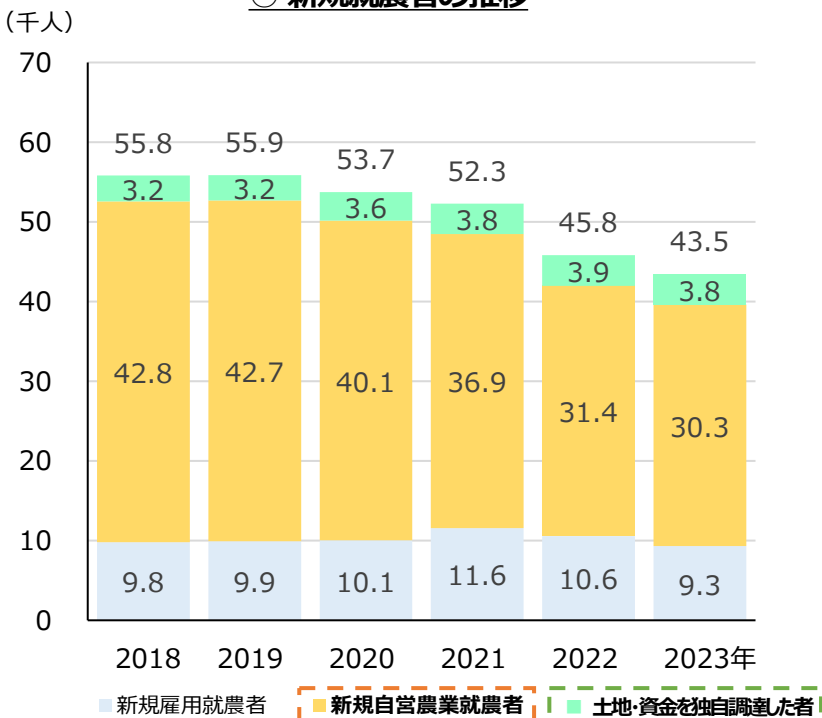


1 問題意識

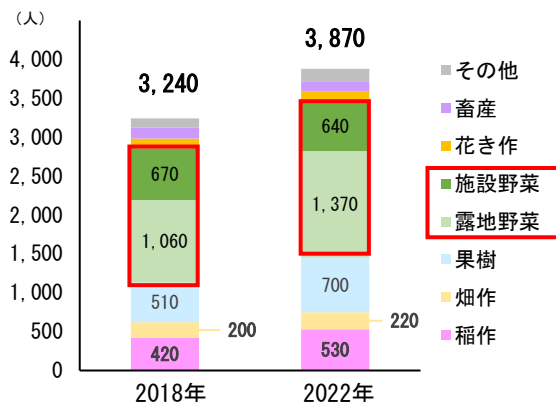
(4) 新規就農・新規参入の状況も品目によって異なる

- **新規就農者**（新たに農業に従事することになった個人）の数は**減少傾向**。特に、**高齢の稲作・果樹関係者**が**大宗**を占める**新規自営農業就農者（親元就農）**が大きく減少。
- 一方で、**土地・資金を独自調達した者は増加傾向**にあり、年に複数回生産でき、**面積当たりの付加価値が大きい野菜に集中**。また、**企業の新規参入の状況**をみても、付加価値が大きい**野菜が最も多い**。
- いずれにしても、これまでどおりのすう勢では**新規就農・参入で既存の経営体の減少をカバーできない見通し**。

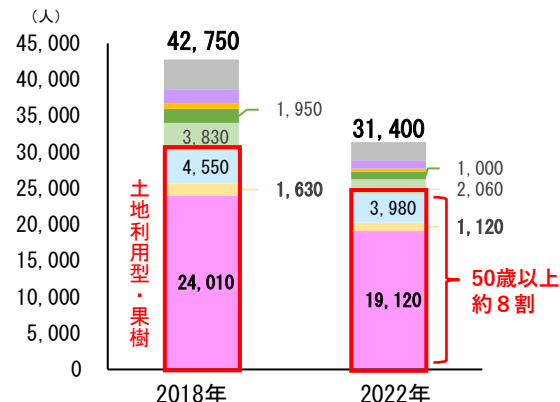
○ **新規就農者の推移**



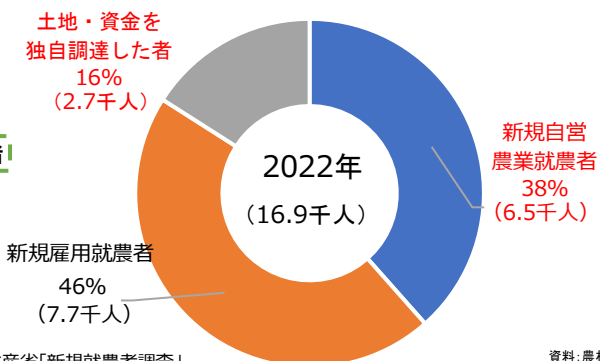
○ **土地・資金を独自調達した者（営農類型別・2022年）**



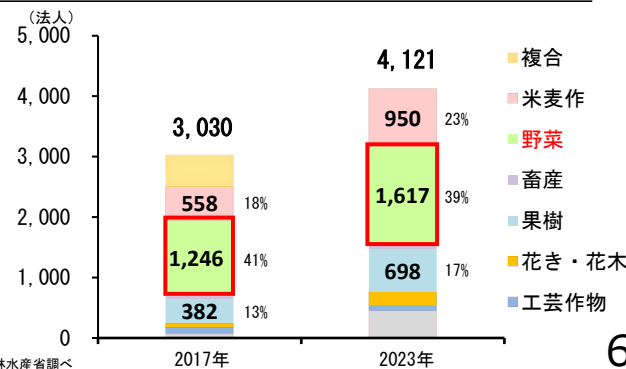
○ **新規自営農業就農者（親元就農）（営農類型別・2022年）**



○ **新規就農者（49歳以下）の内訳**



○ **企業の新規参入（リース法人の経営体数）**



資料：農林水産省「新規就農者調査」（当該年の2月1日～翌年の1月31日までの1年間に新規就農した者の数）

資料：農林水産省「新規就農者調査」

資料：農林水産省調べ
注：令和5年調査から「複合」を主たる品目の営農類型で分類

1 問題意識

(5) 品目別の農業経営体の減少（2030年のすう勢）

- 経営体数は、全体的にどの品目も減少。準主業・副業的経営体の割合が高い土地利用型（コメ等）や果樹の減少率が特に大きいなど、品目によって減少率は異なる。

○ 経営体数（万経営体）

		2020年	2030年 (試算)
土地利用型 (コメ・麦・大豆等)	法人等団体経営体	1.6	2.1
	主業経営体	8.2	3.6
	準主業・副業的経営体	50	22
	合計	60	27
果樹	法人等団体経営体	0.2	0.2
	主業経営体	3.9	1.9
	準主業・副業的経営体	8.8	4.3
	合計	13	6.5

		2020年	2030年 (試算)
露地野菜	法人等団体経営体	0.3	0.4
	主業経営体	3.7	1.8
	準主業・副業的経営体	6.4	4.0
	合計	10	6.2
施設野菜	法人等団体経営体	0.2	0.3
	主業経営体	3.5	1.7
	準主業・副業的経営体	2.4	2.5
	合計	6.1	4.5

1 問題意識

(6) 農地の適正利用に向けた考え方

- 農業者が急速に減少する中で「**農地を適正に利用する人の確保**」が最大の課題
- **農業経営体の減少の状況及び新規就農の状況は品目毎に大きく異なる**

▼
主要な品目毎に、

- ① 既存経営体の**規模拡大**
- ② **新規就農**（個人）
- ③ **新規参入**（企業）

+

農地利用の減少を**面積や労働時間当たりの収量拡大（生産性向上）**で補う

+

それに加え、**単位面積や収量当たりの収益性を拡大（付加価値向上）**することで経営の安定化を図る

2 供給能力確保に向けた 品目別の現状分析・克服すべき課題・検討の視点

2-1 土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）

（1）経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）

- 経営体数は27万経営体と半減。
- 経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の1経営体あたりの経営面積を基にして試算すると2030年には農地利用が約70万ha減少するおそれ。

○ 経営体数（万経営体）

	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	1.6	2.1
主業経営体	8.2	3.6
準主業・副業的経営体	50	22
合計	60	27

経営体数は半減

○ 経営面積（万ha）

	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	52	66
主業経営体	84	40
準主業・副業的経営体	80	36
合計	216	142

約70万haの農地利用が減少するおそれ

（参考）2030年の経営面積（試算）について

- 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型（法人等団体経営体、主業経営体、準主業・副業的経営体）別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

2-1 土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）

（2）現状分析（①規模拡大、②新規就農等）

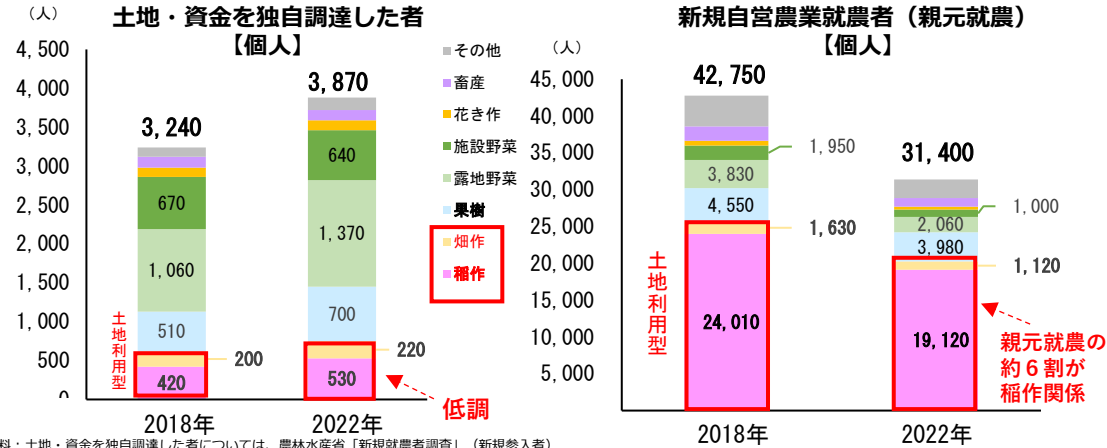
- 土地利用型作物については、規模拡大は比較的順調に推移。
- 通常、品目毎では年一作となるため収益機会が少ないことや、面積あたりの収益が低く一定の所得を上げるには相当規模（15～20ha以上）の経営が必要であることから、外部からの参入は低調。

○ 1 経営体あたりの経営規模の推移（2010年からの10年間） （経営耕地面積）

	2010年	2020年
法人等 団体経営体	24.3	27.7
主業経営体	5.7	8.5
準主業・ 副業的経営体	1.3	1.5
平均	2.1	3.2
		(ha/経営体)

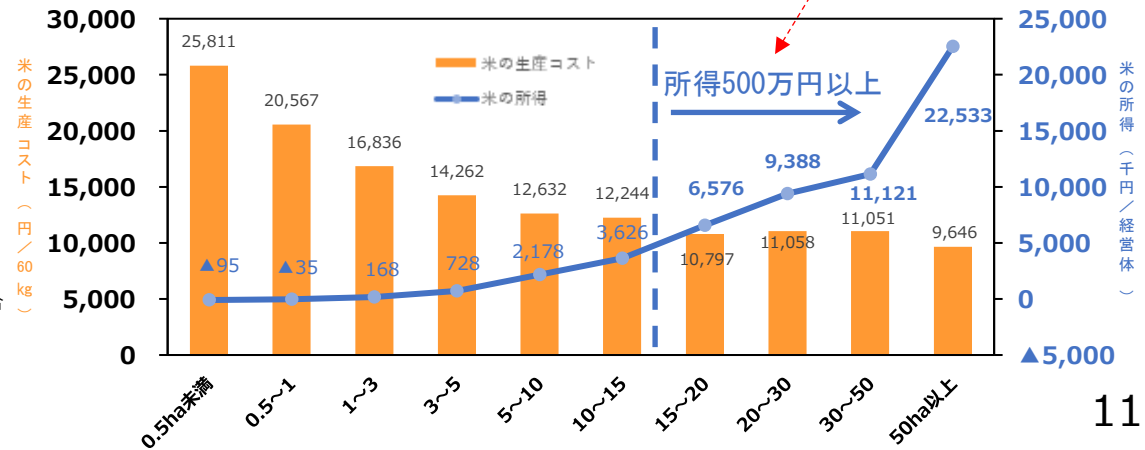
資料：農林水産省「農業センサス」の調査票情報を利用して集計

○ 新規就農等の状況



資料：土地・資金を独自調達した者については、農林水産省「新規就農者調査」（新規参入者）
 新規自営農業就農者については、農林水産省「2015年農業センサス」、「2020年農業センサス」を用いた「新規就農者調査」の組替集計
 注1）新規自営農業就農者は販売金額1位の部門別、新規参入者は新規参入時の主要部門別で集計。
 注2）四捨五入により計と内訳が一致しないものがある。

○ コメの生産コストと所得（個別経営体）



個別経営で農業所得
500万円を上げるには、
15～20ha規模が必要

資料：農林水産省「農産物生産費統計（令和4年産）」（組替集計）

注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

参考：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稻作付面積

所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代地）〕

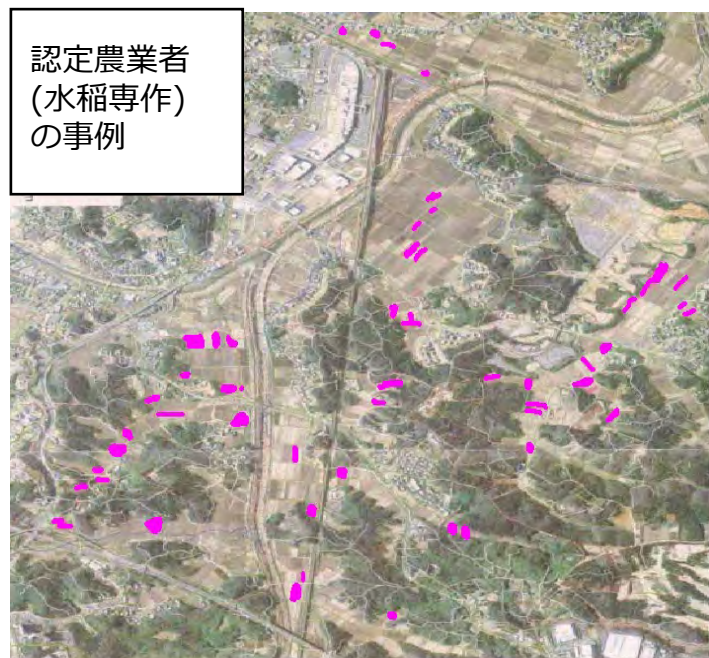
※粗収益には経営所得安定対策等の交付金を含む。

2-1 土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）

（2）現状分析（③生産性向上）

- 土地利用型作物は農地の集約化により生産性の向上が図られる典型的な作物である一方、担い手であっても農地が分散している場合があり、集約化はその途上。
- 技術については、果樹・野菜よりもスマート農業技術等の技術開発は進んでいるものの、生産現場への普及は途上。単収については、大豆など諸外国に比して低い状況。

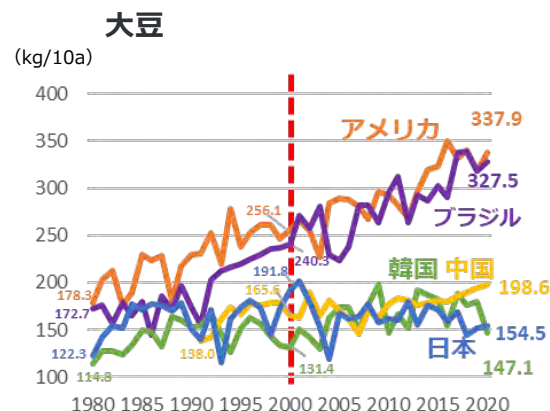
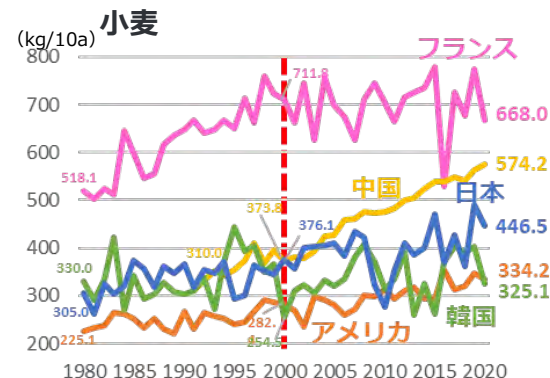
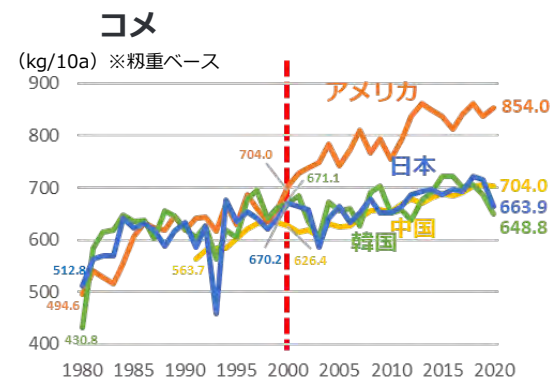
○ 農地の分散錯圖の状況



経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在している。
（1か所当たり平均23a。写真は一部。）

最も離れている**農地間**の直線距離は**5 km**。

○ 諸外国との単収の比較



資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

2 - 1 土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）

（3）課題・検討の視点

- 既存経営体の規模拡大+資金力のある法人などの大規模な参入により、農地利用面積の減少をカバー。
- スマート農業等による生産性向上、新品種の導入等による単収向上により、農業者が減少する中でも生産の拡大を図る。

克服すべき課題

- **1 経営体当たりの経営面積を大幅に拡大**
- **スマート農業等による生産性向上**



これを実現するためには、**農地の集約化が不可欠**



検討の視点

- **地域計画を活用し、規模拡大する経営体へ農地バンクを通じて農地の集約化を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を推進**
また、麦・大豆等の生産性向上や規模拡大に向け、**水田の汎用化・畑地化、畑地整備等**を推進
- **農地の受け手となる経営体の資金力の拡大、労働力の確保、経営管理能力の向上を進める**
- **スマート農業の本格化の条件整備、新品種の導入等による単収向上**

基本計画の策定に向けた検討の視点 （我が国の食料供給（品目、動植物防疫））

令和6年11月
農林水産省

(1) 国内の食料供給 ① 米

現状分析

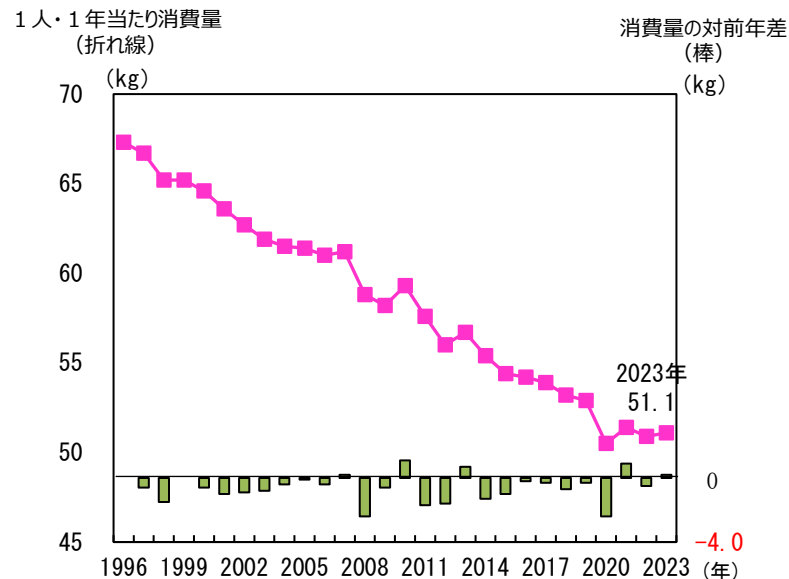
○ 消費

- 米の消費については、食生活の多様化や、特に高齢世代における消費減等を背景に、**長期的に減少傾向**で推移。1人・1年当たりで見ると近年減少度合いが緩やかになっているが、人口減少効果加わることでマクロでは**年10万t程度の需要減**が続いている。
- なお、米粉については、米粉の特徴を活かした商品の開発を通じて需要の拡大に取り組んできた結果、需要量は増加傾向で推移しており、2023年度の需要量は約5万t。

○ 輸出

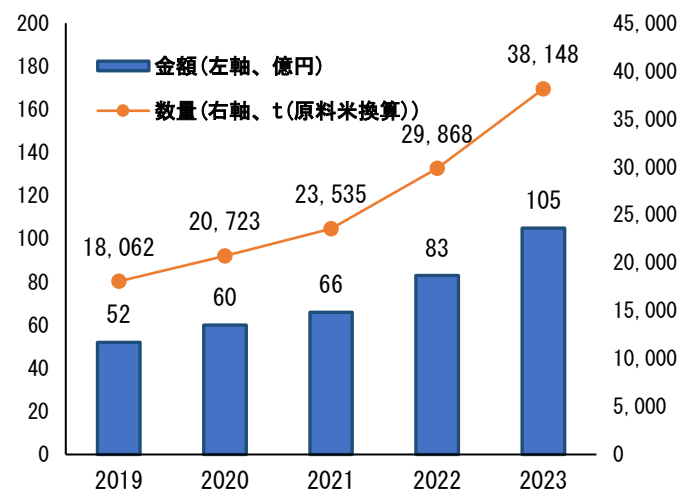
- 輸出については、**コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品**が『農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略』において**輸出重点品目**の1つに選定されており、輸出促進法に基づく認定品目団体である「全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）」等と連携して戦略的なプロモーションのほか、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例に関する情報提供等を実施。
また、2024年8月末時点で30産地を輸出産地に指定しており、多収品種の導入や作期分散等、生産・流通コスト低減に資する取組への支援等を通じて、輸出向けを含む新市場開拓用米の生産拡大を推進。
- こうした取組により**2023年のコメ・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量は、前年比28%増の3.8万tを達成**。

○ 1人・1年当たり消費量と消費量の対前年差の推移



資料：農林水産省（食料需給表） ※2023年は概算

○ コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量（t（原料米換算）、億円）



資料：財務省（貿易統計）

注：「コメ」の輸出量は貿易統計に基づく精米と玄米の合計値である。また、援助米を除く。

(1) 国内の食料供給 ① 米

現状分析(続き)

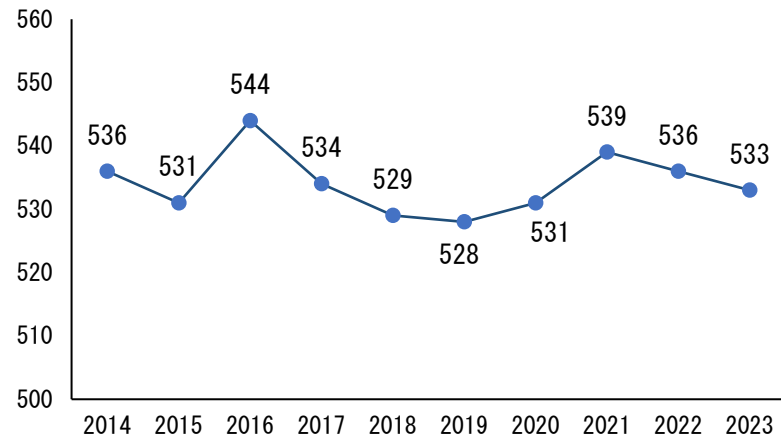
○ 生産

- 年10万 t 程度の需要減が続いている状況を踏まえ、需要に応じた生産・販売を推進。
- 水稲は規模拡大により生産コスト削減効果が図られる典型的な作物であることから、**農地の集積・集約化**による分散錯圃の解消や**多収品種やスマート農業技術**等による多収・省力化栽培技術の開発、普及を推進。
結果、単位面積当たり労働時間は低下しているものの、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、**米の生産コスト**（個別経営体・認定農業者のいる15ha以上）は11,374円/60kg（2013年）→10,807円/60kg（2022年）と、**下げ止まっている状況**。
（政府目標：担い手の生産コスト9,600円/60kg（2023年））
- なお、飼料用米については、単収が主食用米と同水準で推移している（2023年産は556kg/10a）ことから、2024年産から多収品種（専用品種）に支援を重点化。
- 米は、他品目に比べて有機栽培技術の体系化が進んでおり、有機米のJAS格付け数量は増加傾向。（2019年度：8,483t→2022年度：9,318t）一方、我が国における農林水産分野の温室効果ガス排出量のうち、水稲栽培からのメタン排出が占める割合は約27%（2022年）。

○ 加工・流通

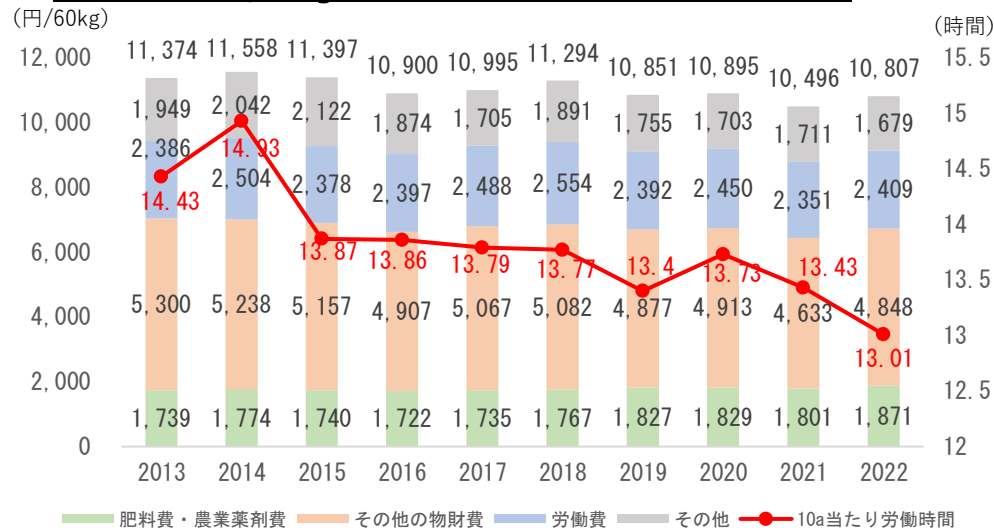
- 生産者→JA等集荷業者→卸売業者（精米業者）→小売・実需の流通ルートが基本であるが、生産者直接販売の割合が近年増加するなど、**多種多様な流通ルートが存在**。
- 産地銘柄ごとの需給・品質を踏まえ、**主に相対で取引・価格形成**が行われている。長期的にはライフスタイルの変化等に伴い、中食・外食への仕向割合が増加している。
- 豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大を推進しているが、集荷業者の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む。）の割合は、28%（2021年産）→31%（2024年産）と、伸び悩んでいる状況。
- 政府備蓄米については、10年に一度の不作（作況92）等にも対応できるよう、100万トン程度を適正備蓄水準として備蓄。政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄の販売を行わない棚上備蓄を実施。

○ 単収 (kg/10a)



資料：農林水産省（作物統計）
注：飼料用米を除いた単収である。

○ 米生産費 (円/60kg, 個別経営体・認定農業者のいる15ha以上)



資料：農林水産省（農産物生産費統計）（個別経営体・認定農業者のいる15ha以上）
注：2022年産については経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた値である。

(1) 国内の食料供給 ① 米

すう勢

○ 消費

- ・ インバウンド需要の増加などの影響はあるものの、人口減少や食生活の変化などの影響が大きいことから、全体としては**主食用米の需要量は今後も減少**することが見込まれる。また、**輸出は近年年率10%を上回る増加**が続いており、**今後も増加**が見込まれる。
- ・ なお、米粉の需要量は、グルテンフリーなどの食スタイルが広がる中、年々需要が増加する傾向にあり、今後も増加することが見込まれる。

○ 生産

- ・ **主食用米は**、需要量の減少等に伴い、**生産量、作付面積いずれも今後も減少**することが見込まれる。
- ・ なお、米粉は、年々需要が増加する傾向にあり、今後、需要に応じた生産の重要性が高まることを見込まれる。

克服すべき課題

○ 消費

- ・ 食の簡便化志向、健康意識の変化やインバウンド需要を含む中食・外食等のニーズへの対応を通じて、需要開拓を図っていく必要がある。
- ・ 家庭や飲食店における米粉の認知度は高まったものの、具体的な活用方法の更なる開発・普及が必要。また、市場規模が小さいこと等から、設備投資のハードルが高い。

○ 輸出

- ・ 海外市場の求める品質、数量、価格等への対応等により、海外でのコメ・コメ加工品の**更なる需要開拓を図っていく必要がある**。

○ 生産

- ・ 農地の集積・集約化や生産者による生産コストの把握、多収性や高温耐性を備えた品種・スマート農業技術等を通じた多収・省力栽培技術の普及、物材費の低減等による**生産コストの低減が十分に進んでいない**。
- ・ 米粉用米の生産コストの低減や米粉の加工に適した品種が普及していない。
- ・ 環境と調和の取れた持続可能な生産のため、有機米の生産拡大を図るに当たって、**栽培技術の普及のほか、有機栽培への移行期の単収が低く不安定である点に課題**がある。また、水稻栽培からのメタン排出削減対策を進める必要がある。
- ・ 主食用米の需要が引き続き減少することが見込まれるなかで、**将来にわたって安定的に運営可能な水田政策の在り方の確立を図っていく必要がある**。

○ 流通

- ・ 米は需給緩和基調が続いてきたことから、播種前契約や複数年契約を通じて産地と卸・実需が長期・安定的に結びつく取引慣行が定着しておらず、更なる推進を図る必要。

検討の視点

○ 消費

- ・ 食生活や意識の変化に対応し、食べ方や健康に関わる知識等の普及を図るとともに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等ニーズへの対応など、新たな需要への供給力強化等を図ることが必要ではないか。
- ・ 引き続き、米粉の製造施設の能力強化への支援を行うとともに、その利用方法に関する情報発信等により、米粉の利用拡大を図ることが必要ではないか。

○ 輸出

- ・ 国内需要は引き続き減少が見込まれる中、**認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーション**や海外市場の求める品質、数量、価格等に対応できる**産地の育成等の推進**を通じて、**コメ・コメ加工品の更なる海外需要の拡大を図っていくことが必要ではないか**。
- ・ 特に、産地の育成においては、多収品種の導入や作期分散等の生産コストの低減に繋がる取組を推進することが必要ではないか。

○ 生産

- ・ 生産コストの低減を通じて農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、地域計画を活用した**農地の集積・集約化**はもとより、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組や、**多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及やスマート農業技術の導入推進**、適量施肥等による物材費低減の推進等を図っていくことが必要ではないか。
- ・ 米粉に適した品種の開発・普及等を行い、需要に見合った生産を図ることが必要ではないか。
- ・ 有機栽培について、**技術の普及に向けた指導体制の構築**を進めるとともに、**単収が低く不安定な移行期の重点支援を図ることが必要ではないか**。また、収量低下や生物多様性保全に留意の上、中干し期間の延長の取組推進や、その他のメタン削減技術の開発・利用を進めることが必要ではないか。
- ・ 将来にわたって安定運営できる水田政策を実現するため、**2027年度以降の水田政策の見直しの検討**や、米の備蓄のあり方の検討が必要ではないか。

○ 流通

- ・ 需要に応じた生産と販売を徹底し、経営の安定を図るため、米の需給に関するきめ細やかな情報発信に加え、実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約の推進のための取組を通じて、播種前契約や複数年契約への転換を進めていくことが必要ではないか。

(1) 国内の食料供給 ② 麦

現状分析

○ 消費

- 小麦は需要量の約8割以上を外国から輸入しており、そのほぼ全量を米国、カナダ、豪州の3か国から輸入。1人当たりの年間消費量は、長期的にはおおむね31~33kgで安定的に推移している。
- 大麦及びはだか麦の1人当たりの年間消費量は、長期的にはおおむね0.2~0.4kgで安定的に推移している。また、近年焼酎用を中心に外国産から国産への切替えが進んでいる。

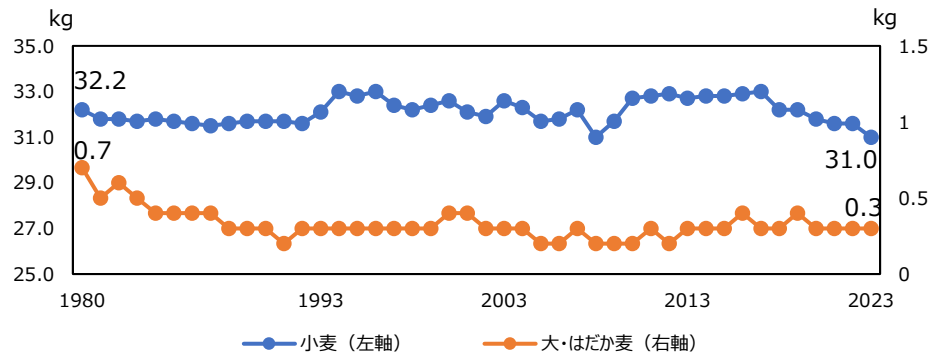
○ 生産

- 単収の高い品種が各地で普及・定着し生産技術が向上したこと、及び、特に近年の順調な気候により、**単収は増加傾向**にある。
- 機械化の進展により労働時間は大幅に減少しており、他作物と比較しても、**単位面積当たりの農作業の軽労化が図られており、このことなどから作付面積が増加**している。
- 作付面積の増加と単収の増加に伴い、**生産量は増加傾向**にある。
- 小麦については「きたほなみ」や「春よ恋」など輸入小麦に劣らない品質の銘柄も一部で開発されたことから、**需要に応じた生産拡大が進んでいる**。
- 基本技術の導入が不十分であったり、特性が優れない品種を利用するなど、**需要に見合わない品質の麦が生産され実需が活用できない事例も発生**している。

○ 加工・流通

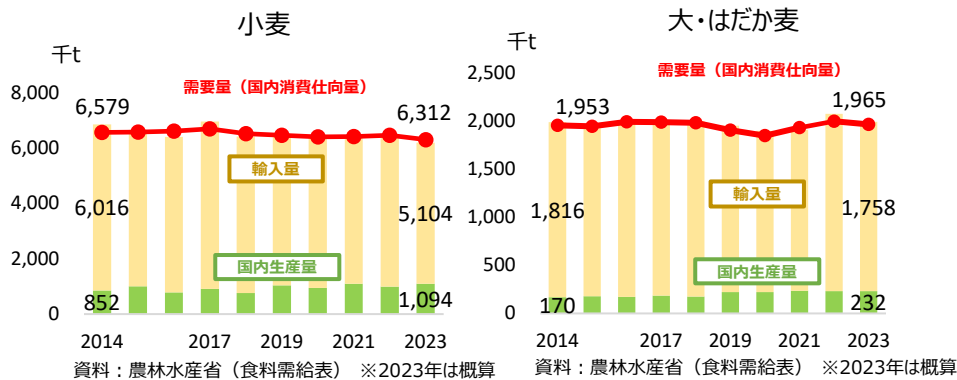
- 小麦の場合、国産は民間流通、外国産は国家貿易を通じ、製粉メーカーが原料を調達して小麦粉を製造し、それを原料に各種加工品（パン・麺等）を製造。**国産小麦は、収量や品質の変動が大きいことが、安定的な品質・ロットでの供給を求める実需が国産利用拡大を図る上でのボトルネック**となっている。
- 需要の8割以上を占める外国産については、**安定供給を図る観点から、不測の事態に備え、輸入小麦の需要量の2.3か月分を備蓄するとともに、輸入先国の多元化に向けた調査を行っている**。

○ 小麦と大・はだか麦の1人当たり消費量の推移



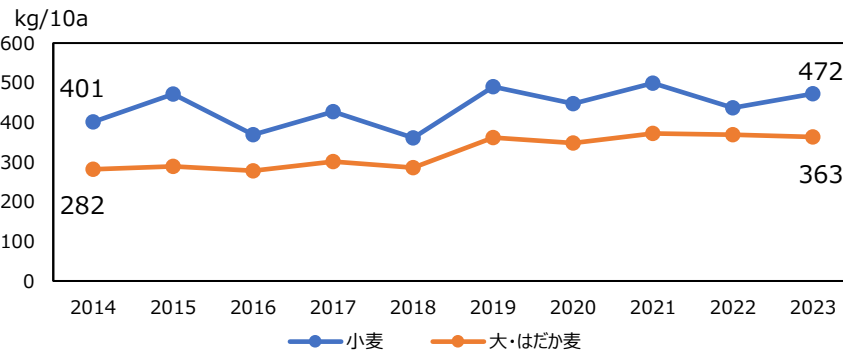
資料：農林水産省（食料需給表） ※2023年は概算

○ 小麦と大・はだか麦の需要量・生産量・輸入量



資料：農林水産省（食料需給表） ※2023年は概算

○ 小麦と大・はだか麦の単収の推移



資料：農林水産省（作物統計）

(1) 国内の食料供給 ② 麦

すう勢

○ 消費

- ・ 1人当たり消費量は長期的には安定して推移しており、今後もおおむね横ばいで推移すると見込む。

○ 生産

- ・ 作付面積は、機械化の進展による軽労化等により増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるが、担い手が減少する中今後も維持・拡大を図るためには経営体の規模拡大を図る必要。また、単収は、収量の高い品種の定着や生産技術の向上等により増加傾向にあり、今後も増加を見込む。

克服すべき課題

○ 消費

- ・ **菓子用、中華麺用、パン用における国産小麦の活用**が十分に図られていない。また、希少性や輸入小麦にない食感等による国産小麦の付加価値やブランド価値の醸成が不十分。
- ・ 焼酎用、麦茶用における国産大麦の活用が十分に図られていない。また、機能性のアピールや新たな用途への活用等による国産大・はだか麦の付加価値やブランド価値の醸成が不十分。

○ 生産

- ・ 年産・産地ごとに**生産量・品質の変動が大きく**、安定的な数量・品質で供給ができていない。
- ・ 実需者が求める品種・品質水準を満たしていない産地・銘柄がある。

○ 加工・流通

- ・ 国産小麦の活用拡大を図るに当たって、生産量や品質の大きな年次変動が、安定的な品質・ロットでの供給を求める実需の**国産利用拡大のボトルネック**となっているが、安定供給に資する調整保管機能が不足。

検討の視点

○ 消費

- ・ 国産麦の付加価値やブランド価値の醸成を図り、輸入原材料から国産への切替えや国産の更なる利用拡大を促すための、新商品開発、新商品のPRなどの取組の支援を図っていく必要があるのではないかな。

○ 生産

- ・ 実需者が求める品質水準を満たすため、高品質で安定生産が見込める多収品種の開発、排水対策等の営農技術の導入支援が必要ではないかな。
- ・ 安定的な数量・品質での供給を実現するため、
 - ① 多収品種の普及、**集約化やブロックローテーションの導入、畑地化**などによる生産性の向上、
 - ② 大規模化に向けた**受託組織等の育成、大区画化や汎用化等の土地改良事業、スマート農業技術**等を活用した効率的な栽培体系による適期作業の推進、
 - ③ 品種転換等による実需のニーズを踏まえた産地形成の取組への支援が必要ではないかな。

○ 加工・流通

- ・ 安定供給に向け、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管経費に対して、引き続き一定の支援が必要ではないかな。

(1) 国内の食料供給 ③ 大豆

現状分析

○ 消費

- 大豆の需要量は、中期的に横ばいで推移しており、2023年度は約356万トンのうち、製油用は約239万トン、食品用は約103万トン。
- 大豆の消費の過半を占める**製油用**は、**ほぼ全量を輸入大豆に依存**。食品用は、その約7割を輸入大豆で賅っている。いずれの用途の需要も横ばいで推移。
- 国産大豆**は、自給率は6%と低いものの、**ほぼ全てが食品用**として利用。実需者から旺盛なニーズがあり、**需要は堅調**。

○ 生産

- 作付面積はこれまで伸び悩んでいたが、直近3年では全国的に増加しており、2023年産では前年比2%増の15万4,700haとなった。
- 単収**については、産地における技術導入は進むものの、毎年の台風や集中豪雨等の気象災害の影響があるため**年次変動が大きく**、平均単収（7中5平均）は横ばい～減少傾向で推移している。

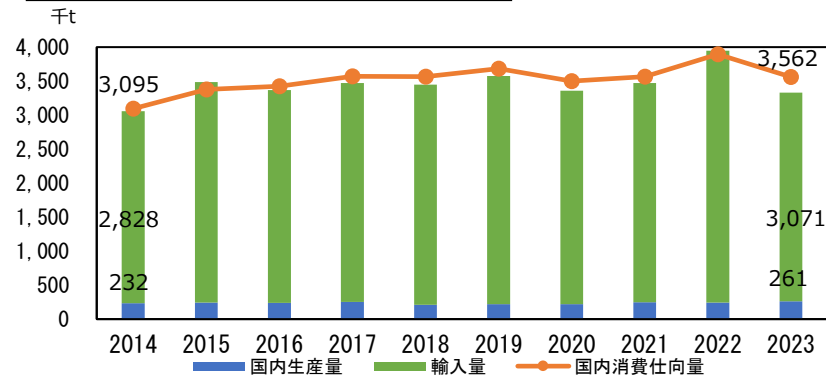
○ 輸入

- 2023年の大豆の輸入量は316万トンで、主に米国、ブラジル等から輸入されている。
- 輸入大豆の価格は、主産地である米国、ブラジル等の生育状況、大消費国である中国の輸入動向により相場は変動しうるところロシアのウクライナ侵攻による物流の混乱を受け高騰し、高止まりしている。また、GMO大豆、非GMO大豆ともに高騰しているが、非GMO大豆については、国産大豆との価格差は縮小している。

○ 加工・流通（輸入）

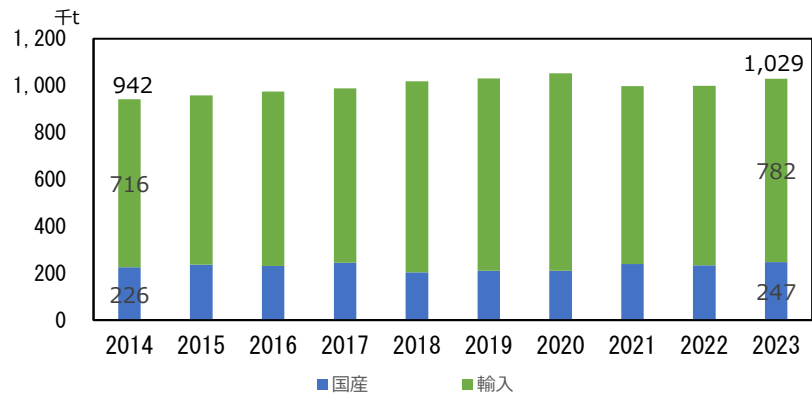
- 食用輸入大豆は、主に商社を通じてコンテナ船により輸入され、大手大豆加工メーカーは直接調達、中小は商社から各地の間屋で小分けされ必要量を調達。
- 製油用輸入大豆は、主に商社を通じてバラ積み船により輸入され、製油メーカーのサイロへ直接搬入。

○ 国内消費仕向量・生産量・輸入量の推移



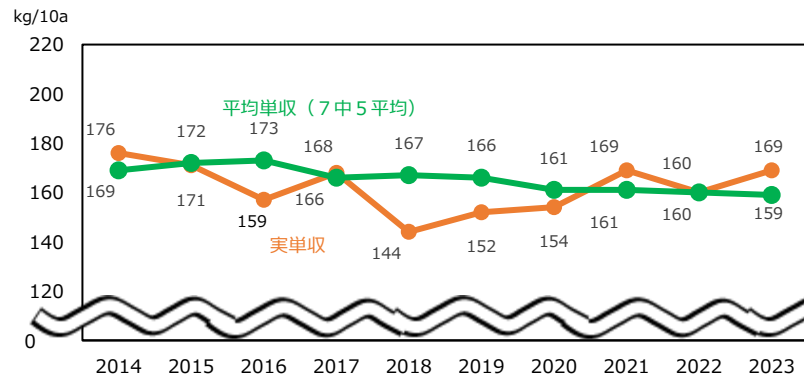
資料：農林水産省（食料需給表） ※2023年は概算

○ 大豆の食用仕向量の推移（国産、輸入別）



資料：農林水産省（食料需給表） ※2023年は概算

○ 単収の推移



資料：農林水産省（作物統計）

(1) 国内の食料供給 ③ 大豆

すう勢

○ 消費

- ・ 食品用については、一人当たりの消費量はほぼ横ばいで推移し、人口減少に伴い減少するものの、製油用が堅調であることから、消費全体としては引き続き横ばいと見込まれる。

○ 生産

- ・ 作付面積は、直近では増加しているが、担い手が減少する中今後も維持・拡大を図るためには経営体の規模拡大を図る必要。一方、湿害、病害、地力低下に加え、大規模化する担い手の適期作業の逸失等により単収は減少しており、結果、生産量は減少すると見込む。

克服すべき課題

○ 消費

- ・ 食品用は、特に豆腐、納豆及び味噌製造業で**国産へのニーズが高いが更なる消費拡大のためには、付加価値やブランド価値の醸成が必要。**

○ 輸入

- ・ 主要産地国における天候不順、近年の国際情勢や国際的な需要の増加、為替変動等の影響により、**輸入大豆の調達リスク**が顕在化。特に、製油用には大量の油糧大豆が必要なことから国産切替は困難である。

○ 生産

- ・ 水田における湿害、病害、地力低下が従来から問題となっていることに加えて、急速に進展する大規模化による担い手の労働負担増による適期作業の逸失等の発生が懸念されている。
- ・ 品種の更新の遅延等により**単収が伸び悩んでいる。**
- ・ 年産・産地ごとに生産量の変動が大きく、**安定的な数量で供給ができていない。**

○ 流通

- ・ 国産は紙袋が流通形態として主流であり、大口実需者からはフレコンなどの流通形態への転換が求められている。
- ・ **生産量の大きな年次変動**が、安定的な品質・ロットでの供給を求める実需の**国産利用拡大を図る上でのボトルネック**となっているため、国産大豆の安定供給に資する調整保管機能が不足。

検討の視点

○ 消費

- ・ 食品用については、輸入原材料から国産への切替えを促進するため、国産大豆を使用した商品開発等が必要ではないか。

○ 輸入

- ・ 製油用及び国産で賄えない食品用については、輸入相手国との政府間対話等による良好な信頼関係の維持・強化、我が国事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて**輸入の安定化を図る**ことが必要ではないか。

○ 生産

- ・ 適期作業を推進するため、大規模化に向けた**受託組織等の育成、大区画化や汎用化等の土地改良事業、スマート農業技術**等を活用した農作業の効率化や、需要や地域の作業適期に応じた品種選択を図ることが必要ではないか。
- ・ 安定的な供給を実現するため、極多収品種の普及推進と更なる開発の加速化、排水対策等の営農技術の開発と導入、**集約化やブロックローテーションの導入、畑地化**などによる生産性向上の取組支援が必要ではないか。

○ 流通

- ・ 実需者の求める品質・ロットに応じた供給を可能にする産地等へのフレコン充填設備等の導入支援が必要ではないか。
- ・ 安定供給に向け、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管に対して、引き続き一定の支援が必要ではないか。

これまでの議論を踏まえた 検討の視点の整理

令和6年12月
農林水産省

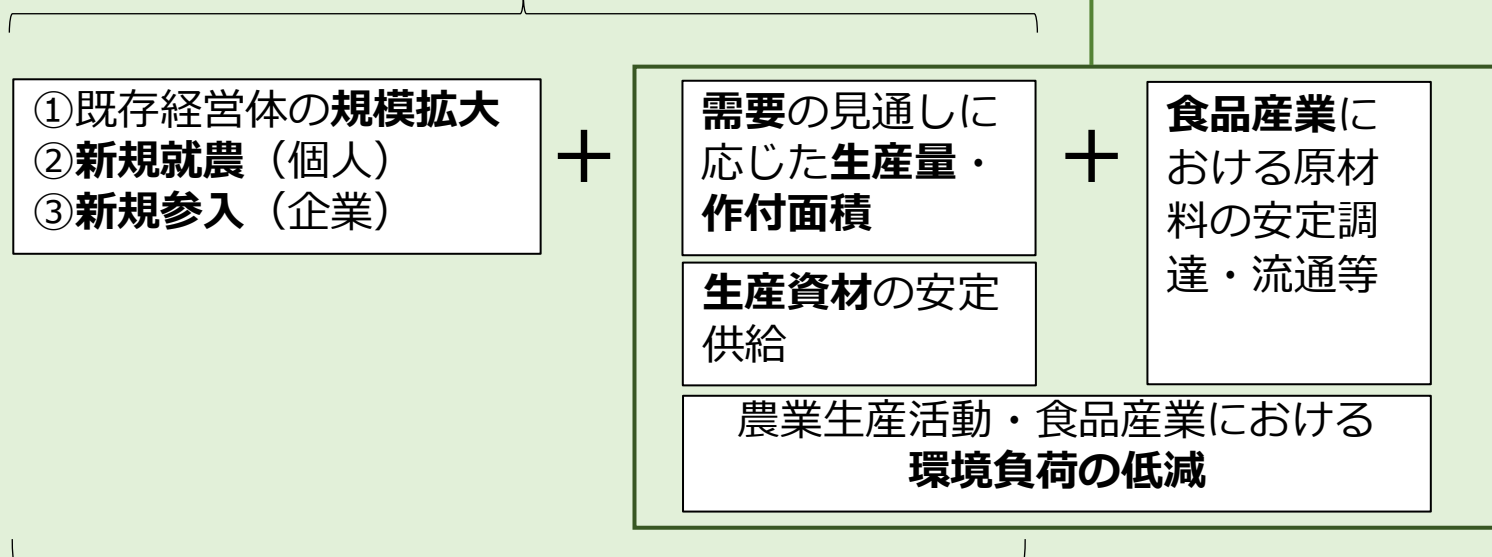
I 我が国の食料供給

I 我が国の食料供給（考え方）

- 食料の安定供給は、国内の**農業生産の増大**を図ることを基本とし、併せて**安定的な輸入**、**備蓄**を図ることが必要
- また、食料の**供給能力の確保**には、以下の3点が必要
 - ✓ 農業生産の基盤である**農地の確保**（農地）
 - ✓ 農地を利用できる**経営体の確保**（人）
 - ✓ 農地面積や労働時間当たりの**収量（生産性）の向上**（技術）



主要な品目毎に以下を検討 併せて、持続可能な食料システムについて検討



+

農地利用の減少を**面積や労働時間当たりの収量拡大（生産性向上）**で補う

+

単位面積や収量当たりの収益性を拡大（付加価値向上）することで経営の安定化を図る

1 国内の食料供給（土地利用型作物（米、麦、大豆、飼料、そば）、いも類、甘味資源作物）

農地・人・技術（土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）、いも類、甘味資源作物）

<経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）>

- ・ 経営体数は2020年時点の60万経営体から2030年には**27万経営体へと半減**。
- ・ 経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の1経営体あたりの経営面積を基にして試算すると、**2030年には農地利用が約70万ha減少するおそれ**。



- ・ 地域計画を活用し、規模拡大する経営体へ農地バンクを通じて農地の集約化を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を推進。
また、麦・大豆等の生産性向上や規模拡大に向け、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等を推進。
- ・ 農地の受け手となる経営体の資金力の拡大、労働力の確保、経営管理能力の向上を進める。
- ・ スマート農業の本格化の条件整備、新品種の導入等による単収向上。

1 国内の食料供給（1）土地利用型作物（米、麦、大豆、飼料、そば）

① 米

○ 消費

- ・ 食生活や意識の変化に対応し、食べ方や健康に関わる知識等の普及を図るとともに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等ニーズへの対応など、新たな需要への供給力強化等を図ることが必要ではないか。
- ・ 引き続き、米粉製造施設の能力強化に向けた支援を行うとともに、その利用方法に関する情報発信等により、米粉の利用拡大を図ることが必要ではないか。

○ 輸出

- ・ 国内需要は引き続き減少が見込まれる中、**認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーション**や海外市場の求める品質、数量、価格等に対応できる**産地の育成等の推進**を通じて、**コメ・コメ加工品の更なる海外需要の拡大**を図っていくことが必要ではないか。
- ・ 特に、産地の育成においては、多収品種の導入や作期分散等の生産コストの低減に繋がる取組を推進することが必要ではないか。

○ 生産

- ・ 生産コストの低減を通じて農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、地域計画を活用した**農地の集積・集約化**や**農地の大区画化等の基盤整備**はもとより、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組や、**多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及**や**スマート農業技術の導入推進**、適量施肥等による物材費低減の推進等を行うことが必要ではないか。
- ・ 米粉に適した品種の開発・普及等を行い、需要に見合った生産を図ることが必要ではないか。
- ・ 有機栽培について、**技術の普及に向けた指導体制の構築**や**省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及**を進めるとともに、**単収が低く不安定な移行期の重点支援を図ることが必要**ではないか。また、収量低下や生物多様性保全に留意の上、中干し期間の延長の取組推進や、その他のメタン削減技術の開発・利用を進めることが必要ではないか。
- ・ 将来にわたって安定運営できる水田政策を実現するため、**2027年度以降の水田政策の見直しの検討**や、米の備蓄のあり方の検討が必要ではないか。

○ 流通

- ・ 需要に応じた生産と販売を徹底し、経営の安定を図るため、米の需給に関するきめ細やかな情報発信に加え、**中食・外食を含む**実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約の推進のための取組を通じて、播種前契約や複数年契約への転換を進めていくことが必要ではないか。

1 国内の食料供給（1）土地利用型作物（米、麦、大豆、飼料、そば）（続き）

② 麦

○ 消費

- ・ 国産麦の付加価値やブランド価値の醸成を図り、輸入原材料から国産への切替えや国産の更なる利用拡大を促すための、新商品開発、新商品のPRなどの取組の支援を図っていく必要があるのではないか。

○ 生産

- ・ 実需者が求める品質水準を満たすため、高品質で安定生産が見込める多収品種の開発、排水対策等の営農技術の導入支援が必要ではないか。
- ・ 安定的な数量・品質での供給を実現するため、
 - ① 多収品種、**耐病性品種等の開発・普及**、**集約化やブロックローテーションの導入**、**畑地化**などによる生産性の向上、
 - ② 大規模化に向けた**受託組織等の育成**、**大区画化や汎用化等の土地改良事業**、**スマート農業技術等**を活用した効率的な栽培体系による適期作業の推進、
 - ③ 品種転換等による実需のニーズを踏まえた産地形成の取組への支援が必要ではないか。

○ 加工・流通

- ・ 安定供給に向け、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管経費に対して、引き続き一定の支援が必要ではないか。

1 国内の食料供給（1）土地利用型作物（米、麦、大豆、飼料、そば）（続き）

③ 大豆

○ 消費

- ・ 食品用については、輸入原材料から国産への切替えを促進するため、国産大豆を使用した商品開発等が必要ではないか。

○ 輸入

- ・ 製油用及び国産で賄えない食品用については、輸入相手国との政府間対話等による良好な信頼関係の維持・強化、我が国事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて**輸入の安定化を図る**ことが必要ではないか。

○ 生産

- ・ 適期作業を推進するため、大規模化に向けた**受託組織等の育成、大区画化や汎用化等の土地改良事業、スマート農業技術等**を活用した農作業の効率化や、需要や地域の作業適期に応じた品種選択を図ることが必要ではないか。
- ・ 安定的な供給を実現するため、極多収品種の普及推進と更なる開発の加速化、排水対策等の営農技術の開発と導入、**集約化やブロックローテーションの導入、畑地化**などによる生産性向上の取組支援が必要ではないか。

○ 流通

- ・ 実需者の求める品質・ロットに応じた供給を可能にする産地等へのフレコン充填設備等の導入支援が必要ではないか。
- ・ 安定供給に向け、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管に対して、引き続き一定の支援が必要ではないか。

3 供給能力の確保（1）農業構造の転換

① 地域計画を核とする取組

○ 地域計画を核とする産地づくり

- ・ 全ての品目で集約化が有効 = 品目別の団地化が重要。
- ・ 国のリーダーシップの下、策定された地域計画の分析・検証を実施した上で、国・自治体間の連携や他産業等の参画も得ながら地域計画を更に進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」、自治体が新規参入を誘致しやすくするためあらかじめ整備された農業団地を育成していく。

○ 不在村の土地持ち非農家

- ・ 一度不在村化が進むと、その所有農地の利用が困難になるおそれ。
- ・ 地域計画の枠組みにおいて所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生の際で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する必要。

○ 果樹・施設園芸対策

- ・ 集約化による産地づくりの課題となる老木の抜根、施設の撤去等の対策を検討。
- ・ 果樹については、外部からの新規参入を進めるための措置について検討。

② 共同利用施設の合理化

- ・ 産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画（又は人・農地プラン）に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進することが必要ではないか。

3 供給能力の確保（1）農業構造の転換（続き）

③ 農業生産基盤の整備・保全

- ・ 農業者が減少する中でも生産性向上を図るため、**地域計画と連携し、産地づくりのための基盤整備や耕作条件の改善を進めることが必要**であり、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約に向けて、**畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化や情報通信環境の整備等**を推進する必要。
- ・ **需要に応じた生産に対応するため、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等**を推進する必要。
- ・ **中山間地域において、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るために必要な農地、農業用排水施設、情報通信環境の整備等**を推進する。
- ・ **ほ場周りの水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による管理作業の省力化をより一層推進**するため、**農地中間管理機構関連事業を柔軟に活用する必要**。
また、土地改良区や関係団体の協議を通じて**役割分担の明確化**をし、**将来にわたって地域の農業水利施設等の保全等を行うためのビジョンを策定する仕組み**を設ける必要。
- ・ **基幹的な農業用排水施設については、その補修・更新を適期・迅速に進め、突発事故や機能喪失による通水停止等の事態を未然に防止**するため、地域からの申請によるものだけでなく、**国等の発意によるものも併せて、施設の計画的更新を進める必要**。
あわせて、**施設の集約・再編や省エネ化・再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入**、施設管理への支援の充実等によって、**管理・更新の負担抑制と効率化・高度化を図り、施設の機能を持続的に保全していく必要**。
- ・ 農業・農村の強靱化に向けて、**防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設等の長寿命化・耐震化、豪雨災害防止のための農業用排水施設の整備**、再度災害の防止に向けた**改良復旧、老朽化による事故の未然防止**等を推進する必要。

※ 上記を踏まえ、農地中間管理機構関連事業の拡充や、国等の発意による施設更新の仕組み導入等、**土地改良法について令和7年通常国会への改正案の提出**を予定

3 供給能力の確保（1）農業構造の転換（続き）

④ 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

- ・ 法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討。
- ・ 透明性の高い農業会計ルールに基づいた、農業法人の企業価値を客観的に評価する手法の確立を行う。
（第三者継承推進の観点からも重要）
- ・ 令和7年4月より始動する農業経営発展計画制度や、農林漁業法人等投資育成制度などの活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成（株）、L P S（投資事業有限責任組合）から農業法人への投資の促進を図る必要。

3 供給能力の確保（1）農業構造の転換（続き）

⑤ 大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保

- ・ 厚生労働省との連携のもと、労働関係法制における農業の特例の考え方について、農業現場の実態把握を進めた上で、必要な見直しを進める。
- ・ 農業が若者や女性にも選ばれる産業となるため、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社労士の活用などを推進する必要。また、季節性に対応する短期労働力の確保の推進等の強化が必要。
- ・ 一定以上の規模の法人については、加工などの多角化や複合化を進める。
- ・ 外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成の促進が必要。
- ・ 女性の確保・能力発揮のため、働きやすい環境の整備、幅広い視野と能力を有するリーダー育成、意思決定層の意識啓発の強化が必要。

⑥ 農作業安全

- ・ 「農作業環境の安全対策の強化」について、海外や他分野で装備されている安全装置等の装備化の推進、関係法令における規制の確認と規制への対応の徹底を図ることが必要ではないか。
- ・ 「農業者の安全意識の向上」について、農業者に対する研修体制の整備と研修への参加促進、県段階・地域段階における推進組織の活動の活性化等を進めることが必要ではないか。

3 供給能力の確保（1）農業構造の転換（続き）

⑦ 中長期的なセーフティネット対策

- ・ 離農農地の受け皿となる受け手が持続的な生産を行うためにも、**経営体の経営基盤の強化と併せ、こうした経営体に対する収入保険への加入推進**について、制度の持続性を確保しつつ、**重点的に実施**すべきではないか。
- ・ **農業者の大幅な減少**、各制度の運営を担う**関係団体等のマンパワーの弱体化**のほか、**損害評価員（農業者から任命）の高齢化・減少**が見込まれる中、**収穫共済**については、**中長期的**には、将来にわたって**災害への備えとしての機能を発揮**できるよう、**収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討**すべきではないか。
- ・ 併せて、**中長期的**には、将来にわたって持続的に運営できるよう、**類似制度の集約も含めて、セーフティネット対策全体のあり方を検討**すべきではないか。

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

令和7年1月22日

食料・農業・農村政策審議会企画部会資料抜粋

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。

食料安全保障の確保

○農業者が急減し、国内需要を賅うために必要な農地の1/3程度しかない中、食料供給能力を確保し、農地をフル活用する必要。

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大 + 安定的な輸入の確保
(生産資材の確保含む) + **備蓄の確保**

食料供給能力の確保 (人、農地、技術等)

輸出の促進 (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

食品産業の発展 合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる
物理的アクセス + 経済的アクセス
+ 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全 主要テーマ1で整理
地域の共同活動の促進
農村との関わりを持つ者の増加
機会の創出 + 経済面の取組 + 生活面の取組
中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

主な施策

主要テーマ1：我が国の食料供給

【国内の農業生産の増大】

- 将来にわたって安定運営できる**水田政策の確立**
- 需要に応じた**麦・大豆等の本作物化**
- 加工・業務用野菜の供給体制の構築
- 果樹の省力樹形等の導入
- 生産性向上のための**多収品種**等の育成・導入
- 国産飼料**への転換
- 国内肥料資源**への転換、防除ニーズに対応した農業登録・再評価の円滑な実施
- 種苗の安定供給、肥料原料の備蓄体制の強化**

【食料供給能力の確保】

- 地域計画に基づく担い手(離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体)への農地集積・集約化**、規模拡大や事業多角化のための経営基盤の強化、新規就農・新規参入の推進、雇用労働力確保の環境整備
- 共同利用施設等の再編集約・合理化**、家畜市場・食肉処理施設の再編集約・機能強化
- 地域計画と連携した農地の**大区画化**、**情報通信環境**の整備、水田の**汎用化・畑地化**、農業水利施設の保管理・防災減災対策
- スマート農業技術**の開発・導入や技術に適した**生産方式への転換**、スタートアップやサービス事業者の育成・確保
- 付加価値向上のための、高い品質を有する品種の開発・導入、農産物を活用した新たな事業の創出、**知的財産の保護・活用**、付加価値の高い製品の輸出
- 家畜伝染病の発生・まん延防止、病虫害等の総合防除の普及

主要テーマ2：輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

- 新たな輸出先の開拓**、輸出解禁等に向けた各国・地域との協議、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築
- 食品産業の海外展開**のためのグローバル・フードバリューチェーン官民推進協議会等を通じた事業者支援
- インバウンドによる食関連消費の拡大**のための関係省庁・関係機関と相互連携の強化による海外向けの日本食プロモーション
- 優良品種の戦略的な海外ライセンス及び優良品種の海外流出・無断栽培の抑止の推進

主要テーマ3：国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム

【食品産業の発展】 【合理的な価格形成】

- 原材料調達安定化等**食品等の持続的な供給のための取組の促進**、中継共同物流拠点整備、モーダルシフト等による物流の効率化、**環境・人権・栄養への配慮**の取組拡大、フードテックビジネス創出の戦略策定
- コスト指標の検討とそれを活用した**価格形成方法の具体化**
- 食品アクセス（物理的アクセス、経済的アクセス）**
- 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり** ○**ラストワンマイル物流の確保**の促進 ○**不測時のアクセス**
○食料供給困難事態対策法に基づく**総量確保**
○**や仕向け先の調整**など事態に応じた対策
- 未利用食品の質・量の充実に向けた**出し手・受け手のマッチングの促進**、
食品事業者による**食品寄附の取組内容の見える化**、
フードバンク・子ども食堂等の**食料受入・提供機能等の強化**

主要テーマ4：環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

【環境と調和のとれた食料システムの確立】

- 食料・農林水産業における気候変動対策や関連産業の育成、投資促進も含めた**「みどりGX推進プラン(仮称)」の推進**
- 新たな環境直接支払交付金**や**クロスコンプライアンス**の実施を通じた取組促進
- オーガニックプレッジの拡大等による**有機農業の推進** ○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組促進
- 食品産業の製造工程の**脱炭素化**や環境負荷低減に資する**技術導入等の促進**、事業系食品ロス削減に向けた**商慣習の見直し**
- 環境負荷低減の**見える化**や**J-クレジット**の取組拡大
- 【多面的機能の発揮】** 共同活動を行う組織の広域化や多様な者の参画等の体制強化による農業生産活動の継続

主要テーマ5：農村の振興

【地域の共同活動の促進】

- 共同活動を行う**組織の広域化**や**多様な者の参画**等による体制強化
- 【多様な人材が農村に関わる機会の創出】**
○**関係省庁連携**の下、**官民共創**の仕組みによる民間企業等の参画促進
- 二地域居住**の推進
- 【経済面の取組（所得向上と雇用創出）】**
○**農泊**や**農福連携**等、地域資源をフル活用し**付加価値のある**内発型新事業の創出
- 【生活面の取組（生活の利便性確保）】**
○農村コミュニティ維持に資する**農村RMO**の立上げと活動充実の推進
- 【中山間地域等の振興】**
○共同活動を行う組織のネットワーク化や多様な者の参画等による体制強化
- 地域特性を活かした高収益作物の導入等の支援
- 農村コミュニティ維持に資する**農村RMO**の立上げと活動充実の推進
- 【鳥獣被害対策】** ICTの活用等による効果的・効率的な捕獲対策

自然災害への対応

- 自然災害に対し、**農業・農村の強靱化**等により、**安定した農業経営や農村での安全・安心な暮らし**を実現。
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**
- 食料システムのあらゆる場面で**DX**を推進。
○**団体間の相互連携**による業種を超えた垂直的取組を推進。

目標・KPIの検討案

食料安全保障の確保

○農業者が急減し、国内需要を賄うために必要な農地の1/3程度しかない中、食料供給能力を確保し、農地をフル活用する必要。
 ○農業が急減し、国内需要を賄うために必要な農地の1/3程度しかない中、食料供給能力を確保し、農地をフル活用する必要。

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大 + 安定的な輸入の確保
 (生産資材の確保含む) + 備蓄の確保

食料供給能力の確保
 (人、農地、技術等)

輸出の促進
 (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

食品産業の発展
 合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる
 物理的アクセス + 経済的アクセス
 + 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全 主要テーマ1で整理
 地域の共同活動の促進
 農村との関わりを持つ者の増加
 機会の創出 + 経済面の取組 + 生活面の取組
 中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

目標(例)

主要テーマ1：我が国の食料供給

【国内の農業生産の増大(輸入依存度の減少)】

- 食料自給率(飼料自給率を含む)
- 肥料資源の国内資源利用割合
- 肥料原料の備蓄の確保(りん安・塩化加里)
- 種苗の安定供給の確保
- 【安定的な輸入の確保】
- 輸入の安定化

【備蓄の確保】

- 食料の備蓄の確保(米・麦・大豆)
- 飼料の備蓄の確保(飼料穀物)

【食料供給能力の確保】

- 担い手への農地集積率
- 農地面積の確保
- 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤の強化
- スマート農業技術を活用した面積の割合

主要テーマ2：輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)

- 農林水産物・食品の輸出額
- 食品産業の海外展開による収益額
- インバウンド(訪日外国人旅行者)による食関連消費額

主要テーマ3：国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム

【食品産業】【合理的な価格形成】

- 食料システムの持続性の確保

【食品アクセス】

- 食品アクセスの確保

主要テーマ4：環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

【環境と調和のとれた食料システムの確立】

- 温室効果ガス削減量
- 化学農薬・化学肥料の使用量低減
- 有機農業の取組拡大
- 事業系食品ロスの削減

【多面的機能の発揮】

- 農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮

主要テーマ5：農村の振興

【地域の共同活動の促進】

- 地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続

【多様な人材が農村に関わる機会の創出】

- 農村関係人口の拡大がみられた市町村数
- 【経済面の取組(所得向上と雇用創出)】
- 農山漁村地域において創出された付加価値額

【生活面の取組(生活の利便性確保)】

- 農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数

【中山間地域等の振興】

- 中山間地域等の振興

【鳥獣被害対策】

- 鳥獣被害の防止

KPI(例)

・品目(飼料作物を含む)ごとの生産量・輸出量、単収、作付面積、国内消費仕向量(消費量・輸入量)
 ・15ha以上の個別経営体の米の生産コスト
 ・麦、大豆、加工・業務用野菜の国産代替量、高温耐性や多収化などに資する品種の育成、国産飼料(青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草等)の生産量

・リン(窒素、カリ)の国内資源利用割合

・りん安、塩化加里の備蓄状況

・稲・麦・大豆の国産種子需要に対する供給率

・輸入相手国の多様化状況(主要穀物別ウエイト付ハーフィンダール指数)

・輸入相手国において我が国輸入事業者が有する調達網への投資実行件数

・二国間の政府間対話等の枠組数

・米・小麦の備蓄量、国産小麦・大豆の保管数量

・飼料穀物の備蓄量

・販売金額に占める担い手シェア

・農業に従事する若年層シェア、地域の方針策定に参画する女性農業者の割合

・農用地区域内の農地面積目標の達成状況

・農業水利施設の受益地において農業用水が確保(施設機能が保全)されている農地面積の割合

・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合

・スマート農業技術活用促進法の目標に掲げる技術の実用化割合

・サービス事業者の経営体数、支援対象スタートアップの売上額

・輸出重点品目ごとの輸出先国・地域別の輸出額、フラッグシップ輸出産地数

・食料品製造業の現地法人の売上高

・インバウンドによる一人当たり食関連消費額、訪日外国人数

・食品等の持続的な供給のための取組を行う食品産業の事業者数

・船舶、鉄道等による農水産物・食品の輸送の割合、中継共同物流拠点の整備数

・フードテックに関わる企業・団体数

・ESGの取組のために資金投入を行った食品企業の割合

・農業・食料関連産業の国内生産額(名目)の他産業並みの増加

・(物理的アクセス)高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者(いわゆる買物困難者)への対策の取組が行われている市町村割合の増加

・(経済的アクセス)経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加

・(経済的アクセス)フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の拡大

・化石燃料使用量削減に資する電動草刈り機、自動操舵システムの普及率

・加温施設に占めるハイブリッド型菌芸施設等の割合

・バイオマス利用率

・農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数

・堆肥強制発酵施設の整備件数

・みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数

・J-クレジット認証量

・化学農薬使用量(リスク換算)

・有機農業の取組面積

・オーガニックビレッジ取組市町村数

・事業系食品ロスの削減率

・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金により農業生産活動が維持される農用地面積

・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金における共同活動の体制強化に取り組む組織の割合

・農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数

・地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合

・農福連携等の取組主体数

・農泊地域における宿泊等の売上額、農泊地域での年間延べ宿泊者数

・中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合

・中山間地域等直接支払交付金における共同活動の体制強化に取り組む組織の割合

・野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合、ジビエ利用量